

令和 4 年 1 月 19 日

財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A について

令和 5 年 10 月より開始される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関し、事業者の方々から寄せられている質問、特に免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的とし、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A」（別紙 1 及び別紙 2 参照。）をとりまとめましたので、公表します。

【本件に関する問合せ先】

インボイス制度に関する一般的な質問・ご相談について	消費税軽減税率・インボイス制度 電話相談センター （軽減・インボイスコールセンター） TEL 0120-205-553 【受付時間】 9 : 00～17 : 00 （土日祝除く）
下請法に関する相談窓口	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課※ TEL 03-3581-3375（直） 中小企業庁 事業環境部 取引課※ TEL 03-3501-1732（直）
建設業法に関する相談窓口	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室 TEL 03-5253-8362（直）
優越的地位の濫用規制に関する相談窓口	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課※ TEL 03-3581-3375（直）

※各地方支部における相談窓口は Q&A 末尾に記載

令和4年3月8日
財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A
の改正について

「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」を公表後において、事業者の方々から寄せられている質問等に基づき免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を追加等（下記参照）しましたので公表します。

記

<改正箇所>

○【別紙1】免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A

Q7における免税事業者やその取引先の対応に関する考え方として、「6 登録事業者となるような惣惣等」の追加等を行った。また、簡易課税制度に関する記述の追加等を行った。

○【別紙2】免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A
(概要)

上記「6 登録事業者となるような惣惣等」の追加等に伴う修正を行った。

○(参考) インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

上記「6 登録事業者となるような惣惣等」の追加等に伴い、【事例3】の追加を行った。